

令和元年 9 月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和元年度 9 月補正予算等関係)

警 察 本 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2
	2 債務負担行為に関する調書		3

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第15号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	運転免許課	4~8

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年8月16日専決)	監察課	9
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年8月16日専決)	監察課	10
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年8月16日専決)	監察課	11

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,332,677	0	16,332,677					
合計	16,332,677	0	16,332,677					

説明

- 通信指令・総合指揮システム運営費 [債務負担行為額] 738,780千円
令和3年2月末に現行の通信指令・総合指揮システム（平成26年3月から7年契約）のリース期間が満了することから、システム更新及びシステムの機能改善・機能強化を行う経費

令和元年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
通信指令・総合指揮システム運営費	123,219	0	123,219				〔債務負担行為〕 738,780	
トータルコスト	255,784	0	255,784	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	16.7人	0.0人	16.7人	企画調整、契約				
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業概要</p> <p>令和3年2月末に現行の通信指令・総合指揮システム（平成26年3月から7年契約）のリース期間が満了することから、システム更新及びシステムの機能改善・機能強化を行う経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>通信指令・総合指揮システムは、県民からの110番通報に対して迅速・的確な対応を行うことを目的とし、事件・事故による被害拡大の防止や犯人の逮捕等のため、また、その発生直後における初動警察活動のために必要なシステムである。</p> <p>近年の社会情勢、情報技術の高度化・複雑化に鑑み、県民の安全、安心のためにシステムの機能改善・機能強化を踏まえた更新整備を行う。</p> <p>【機能改善・機能強化概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティ対策の強化 ○ PⅢシステム及びIPRシステムとの連携 ○ パトカーへ全方位カメラを導入 <p>3 構築スケジュール（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年11月 調達公告 ○ 令和2年1月 入札、契約 ○ 令和2年2月～3月 要件定義 ○ 令和2年4月～10月 システム開発 ○ 令和2年11月～12月 機器設置 ○ 令和3年1月 機器調整、試験 ○ 令和3年2月 試行運用、切替 ○ 令和3年3月 稼働（運用開始） <p>4 債務負担行為額（令和2年度から令和9年度まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総額 738,780千円（令和3年3月～令和10年2月） ○ 年額 105,540千円 								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 通信指令・総合指揮シ ステム賃借料	会計課	738,780			令和2年度から 令和9年度まで	738,780				738,780

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1. 提出理由 道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許に関する事務に係る手数料の額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 運転免許試験の実施及び運転免許証の交付に係る手数料について公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許証の更新を受けることができなかった者に対するものの区分を新たに設け、次のとおりその手数料の額を定める。</p> <p>ア 運転免許試験の実施</p> <p>(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 1件につき800円</p> <p>(イ) 普通自動車免許に係る試験 1件につき800円</p> <p>(ウ) 特定第1種運転免許又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引^{けん}第2種免許に係る試験 1件につき800円</p> <p>(エ) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 1件につき800円</p> <p>(オ) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験 1件につき800円</p> <p>イ 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の交付 1件につき1,700円</p> <p>(2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の再交付に係る手数料の額を1件につき2,250円(現行 3,500円)に引き下げる。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、令和元年12月1日とする。</p>

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験		1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第207号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。	1件につき800円		1件につき1,900円
イ ア以外のとき。	1件につき1,900円		
(3) 略	略	(3) 略	略
2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア 道路交通法施行	1件につき800円		1件につき1,900円

<p><u>令第33条の6の2</u> <u>第6号に掲げるや</u> <u>むを得ない理由の</u> <u>ため免許証の更新</u> <u>を受けることがで</u> <u>きなかったとき。</u></p>			
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>3 特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免 許、大型自動二輪車免 許、普通自動二輪車免 許又は牽引免許をい う。以下同じ。)又は 大型特殊自動車第2種 免許若しくは牽引第2 種免許に係る試験</p>		<p>3 特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免 許、大型自動二輪車免 許、普通自動二輪車免 許又は牽引免許をい う。以下同じ。)又は 大型特殊自動車第2種 免許若しくは牽引第2 種免許に係る試験</p>	
<p>(1) 略</p>	<p>略</p>	<p>(1) 略</p>	<p>略</p>
<p>(2) 道路交通法第97 条の2第1項第3号 又は第5号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合</p>		<p>(2) 道路交通法第97 条の2第1項第3号 又は第5号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合</p>	<p>1件につき1,900円</p>
<p>ア 道路交通法施行</p>	<p>1件につき800円</p>		
<p><u>令第33条の6の2</u> <u>第6号に掲げるや</u> <u>むを得ない理由の</u> <u>ため免許証の更新</u> <u>を受けることがで</u> <u>きなかったとき。</u></p>			
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>4 小型特殊自動車免許 又は原動機付自転車免 許に係る試験</p>		<p>4 小型特殊自動車免許 又は原動機付自転車免 許に係る試験</p>	
<p>(1) 道路交通法第97 条の2第1項の規定 の適用を受ける場合</p>		<p>(1) 道路交通法第97 条の2第1項の規定 の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき1,900円</p>
<p>ア 道路交通法施行</p>	<p>1件につき800円</p>		
<p><u>令第33条の6の2</u> <u>第6号に掲げるや</u> <u>むを得ない理由の</u> <u>ため免許証の更新</u> <u>を受けることがで</u> <u>きなかったとき。</u></p>			

イ ア以外のとき。	1件につき1,900円
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。	1件につき800円
イ ア以外のとき。	1件につき1,900円
(3) 略	略
6 略	略

(34の2)・(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証

(ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対するもの 1件につき1,700円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1件につ

(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
(3) 略	略
6 略	略

(34の2)・(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,050円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

き2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,250円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略
イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,500円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略
イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年8月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和元年8月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 岡山県真庭市勝山805番地 東真産業株式会社 代表取締役 小出 総太郎</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金87,305円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成30年8月21日 午後2時30分頃 イ 事故発生場所 鳥取市幸町地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、地域用務のため小型特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 87,305円 うち、保険支払額57,305円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 1,589,220円 うち、相手方からの賠償額1,271,376円、県実質負担額317,844円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年8月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和元年8月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 岡山県勝田郡奈義町 個人 乙 八頭郡智頭町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金282,960円を甲に、955,800円を乙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金27,885円を甲に支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生日 平成30年11月9日 午後3時43分頃 イ 事故発生場所 鳥取市用瀬町川中地内 ウ 事故の状況 鳥取県智頭警察署所属の職員が、地域用務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。 また、追突したはずみで、当該小型乗用自動車が、前方の和解の相手方乙所有の普通特種自動車（キャンピングトレーラー）に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額総額 1,266,645円 物的損害賠償額 1,238,760円 うち、保険支払額1,000,000円、県費支出額238,760円（うち、保険契約による免責額3万円） 人身損害賠償額 27,885円 うち、保険支払額27,885円、県費支出額0円 ・ 県側車両損害額 372,157円 うち、県費支出額372,157円</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年8月16日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和元年8月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 八頭郡智頭町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金38,728円を支払うものとする。と。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年5月25日 午前9時15分頃 イ 事故発生場所 倉吉市山根地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額総額 38,728円 うち、保険支払額8,728円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 190,620円 うち、相手方からの賠償額133,434円、県実質負担額57,186円

